明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

		日号外	ページ
七五	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件	二九	九三
	○佐賀県公安委員会	131	
一六	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件	二九	九三
	○長崎県公安委員会	131	
七	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件	二九	九三
	○熊本県公安委員会	131	
六六	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件	二九	九三
	○大分県公安委員会	131	
四八	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件	二九	九四
	○宮崎県公安委員会	131	
六三	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件	二九	九四
	○鹿児島県公安委員会	131	
八八	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件	二九	九四
	○沖縄県公安委員会	131	